



2021年6月23日

各 位

会 社 名 ネットワンシステムズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 竹下 隆史
(コード番号:7518 東証第1部)
問 合 せ 先 経営企画本部 IR室 村元 裕二
(TEL. 03-6256-0615)

課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

2021年6月11日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告に関するお知らせ」で公表したとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する8,110万9,997円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われましたが、その後、当社は、2021年6月16日付で金融庁長官から審判手続開示決定通知書を受領いたしました。

上記通知書に対して、当社は、本日開催の取締役会において、当該課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、金融庁から発出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。なお、当社は、第34期(2021年3月期)決算において、当該課徴金相当額を引当処理済であり、今後の業績に与える影響は軽微であると考えております。

当社は、この度の事態を厳粛に受け止め、2021年5月13日付「再発防止策の追加について」で公表した再発防止策を確実に実行し、信頼の早期回復に努めて参りますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株主、投資家の皆さまおよび関係者の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上